

令和2年 壱岐市議会定例会 12月 議会 議 録 (第1日)

議事日程 (第1号)

令和2年12月4日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名		8番 音嶋 正吾 9番 小金丸益明
日程第2	審議期間の決定		15日間 決定
日程第3	諸般の報告		議長 報告
日程第4	行政報告		市長 報告
日程第5	議案第71号	壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第6	議案第72号	壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について	市民部長 説明
日程第7	議案第73号	壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	市民部長 説明
日程第8	議案第74号	壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	市民部長 説明
日程第9	議案第75号	壱岐市堆肥センター条例の一部改正について	農林水産部長 説明
日程第10	議案第76号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	消防長 説明
日程第11	議案第77号	公の施設の指定管理者の指定について(壱岐市テレワーク施設)	総務部長 説明
日程第12	議案第78号	公の施設の指定管理者の指定について(壱岐市芦辺浦住民集会所)	総務部長 説明
日程第13	議案第79号	公の施設の指定管理者の指定について(壱岐市自動車教習場)	総務部長 説明
日程第14	議案第80号	公の施設の指定管理者の指定について(壱岐市高等職業訓練校)	総務部長 説明
日程第15	議案第81号	公の施設の指定管理者の指定について(壱岐市筒城浜ふれあい広場)	企画振興部長 説明
日程第16	議案第82号	公の施設の指定管理者の指定について(マリナル壱岐)	企画振興部長 説明
日程第17	議案第83号	壱岐市ケーブルテレビ施設通信機器更新工事請負契約の締結について	企画振興部長 説明

日程第18	議案第84号	令和2年度壱岐市一般会計補正予算(第9号)	財政課長	説明
日程第19	議案第85号	令和2年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	保健環境部長	説明
日程第20	議案第86号	令和2年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	保健環境部長	説明
日程第21	議案第87号	令和2年度壱岐市水道事業会計補正予算(第1号)	建設部長	説明

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員 (16名)

1番	中原 正博君	2番	山川 忠久君
3番	山内 豊君	4番	植村 圭司君
5番	清水 修君	6番	土谷 勇二君
7番	久保田恒憲君	8番	音嶋 正吾君
9番	小金丸益明君	10番	町田 正一君
11番	鵜瀬 和博君	12番	中田 恭一君
13番	市山 繁君	14番	牧永 護君
15番	赤木 貴尚君	16番	豊坂 敏文君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長	吉井 弘二君	事務局次長	村田 靖君
事務局係長	折田 浩章君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	本田 政明君	市民部長	石尾 正彦君

保健環境部長	……………	崎川 敏春君	建設部長	……………	増田 誠君
農林水産部長	……………	谷口 実君	教育次長	……………	西原 辰也君
消防本部消防長	……………	山川 康君	総務課長	……………	中上 良二君
財政課長	……………	松尾 勝則君	会計管理者	……………	松本 俊幸君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか3名の方から報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり許可をいたしております。

ただいまの出席議員は、16名であり、定足数に達しております。ただいまから令和2年壱岐市議会定例会12月会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

12月会議の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、8番、音嶋正吾議員、9番、小金丸益明議員を指名いたします。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（豊坂 敏文君） 日程第2、審議期間の決定を議題とします。

12月会議の審議期間につきましては、去る12月2日に議会運営委員会が開催され、協議をされておりますので、議会運営委員長に対し協議結果の報告を求めます。小金丸議会運営委員長。

〔議会運営委員長（小金丸益明君） 登壇〕

○議会運営委員長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

令和2年壱岐市議会定例会12月会議の審議期間の日程案につきましては、タブレットに配信のとおり、本日から12月18日までの15日間と申合わせをいたしました。

なお、上程議案のうち、議案第84号については、特別委員会を設置して審査すべきということを確認いたしましたので、よろしく願いいたします。

以上、円滑な運営に御協力賜りますようお願い申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長（小金丸益明君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） お諮りします。12月会議の審議期間は議会運営委員長の報告のとおり、

本日から12月18日までの15日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、12月会議の審議期間は本日から12月18日までの15日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（豊坂 敏文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

令和2年壱岐市議会定例会12月会議に提出され受理した議案は17件であります。

次に、監査委員より定期監査（前期）の報告書が提出されており、その写しをタブレットに配信しておりますので、御高覧をお願いします。

次に、系統議長会であります。

11月19日、東京都において長崎県離島振興市町村議会議長会による地元選出国會議員に対しまして、本土との格差を縮小し、豊かで活力ある社会を建設するため、各施策の推進、離島関係予算の確保に対する要望活動を、正副会長により行ったところであります。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わります。

詳しい資料につきましては、事務局に保管いたしておりますので、必要な方は御高覧をお願いいたします。

定例会12月会議においては、議案等の説明のため、白川市長をはじめ、教育委員会教育長に説明員として出席を要請しておりますので、御了承をお願いいたします。

以上で、私からの報告を終わります。

日程第4. 行政報告

○議長（豊坂 敏文君） 日程第4、行政報告を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。行政報告を申し上げます。

本日ここに、令和2年壱岐市議会定例会12月会議にあたり、前会議から本日までの市政の重要事項及び今回補正予算に計上した主な内容等について、御報告申し上げ、議員皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、令和2年秋の叙勲において、本市から元芦辺町消防団団長の下条英則様が消防功勞・技能検定功勞として瑞宝双光章を、本市関連の元玄海酒造株式会社社長で現会長の山内賢明様が中小企業振興功勞として旭日単光章を受章され、令和2年10月1日付高齢者叙勲の地方自治功勞として、元郷ノ浦町議会議員の永田實様が旭日単光章を受章されております。

また、長崎県壱岐病院院長向原茂明様が、全国自治体病院開設者協議会及び全国自治体病院協議会による、令和2年度へき地医療貢献者表彰を受賞されました。

さらに、令和2年度ながさき農林業大賞において、本市から、しまの農林業経営部門で石田町の梶田幸孝様が長崎県知事賞を、同じく、ながさき水産業大賞において、箱崎漁業協同組合自営定置様が運営委員会会長賞を受賞され、県民表彰においては、社会福祉功勞として民生委員児童委員の吉田伸子様を受賞されております。

このたび、叙勲、表彰の榮に浴された皆様に対し、今日まで築かれた御功績に深甚なる敬意を表しますとともに、心からお喜び申し上げます。

次に、**長崎県への要望書の提出について**でございますが、去る10月26日に長崎県並びに長崎県議会へ、壱岐市・壱岐市議会連名の単独要望を行いました。

中村知事をはじめ幹部職員、そして、県議会では瀬川光之議長様に御対応いただいたところがあります。本市からは、山本啓介県議会議員にも御同席いただき、12項目の要望書を豊坂議長とともに提出をいたしました。

本年度の要望のうち、1番目に上げております空港の整備等については、本市にとって極めて重要な案件であります。今後、後継機にかかる協議の状況等を確認することとし、今回は重点要望項目として、郷ノ浦港ジェットfoil専用浮棧橋の整備並びに周辺施設の再編整備について、印通寺港施設整備について及び初山漁港（初瀬地区）施設整備についての3項目について御説明申し上げます。

中村知事からは、初山漁港（初瀬地区）でございますけれども、施設整備につきましては、令和3年度施設新規事業として着手できるよう検討を進めること、他の郷ノ浦港、印通寺港についても、本市をはじめ関係機関・団体等と引き続き協議を行い、早期実現に向け検討を進める旨の御回答を頂きました。

なお、今回、要望した郷ノ浦港整備並びに初山漁港整備については、11月9日に開催された県の関係者会議において、令和3年度新規要求公共事業として採択されております。

港は、水産業を中心とした産業振興はもとより、人流・物流の拠点であり、さらには防災等重要な役割を果たす施設であることから、今後も整備に向けて積極的に取り組んでまいります。

次に、**ITを活用した組織コミュニケーションの効率化に向けた取組について**でございますが、4庁舎分散方式の中で、これまで大きな課題であったコミュニケーションの効率化と迅速な情報伝達や情報共有等について、その課題の解決とデジタルトランスフォーメーション推進の一つの手段として、自治体専用のビジネスチャットの試行を10月1日から実施をいたしております。

様々な情報や各案件における状況及び対応等について、関連するグループごとにビジネスチャットに積極的に載せることにより、一度に情報共有ができ、質問やそれに対する意見等を素早く

返信することが可能となり、さらには、出張先においても情報共有を図ることができるなどその効果を実感しております。

今後、さらに本ビジネスチャットの有効な活用について検討を行うとともに、国が進める押印の見直しなど、市民皆様の利便性の向上と決裁事務等行政のデジタル化の推進についても研究してまいります。

次に、市民皆様が主体となった協働のまちづくり実現に向けて進めております、小学校区を単位とした**まちづくり協議会**につきましては、10月1日に志原地区まちづくり協議会が設立され、12月6日には初山地区まちづくり協議会が設立される予定であります。

これにより、全18校区中、10地域で、まちづくり協議会が設立されることとなり、残り8地域についても、5地域において協議会設立に向けた準備が進められております。

今後もSDGs未来課及び地域担当職員を中心に、まちづくり協議会設立に向けた取組を進めてまいります。

次に、去る11月21日原の辻・秋の収穫祭に併せて壱岐市テレワーク施設及び原の辻ガイダンス周辺において、**SDGsフェスティバル及びSDGsシンポジウム**を開催いたしました。

今回は、市民の皆様がSDGsの考えを体感できる参加型イベントとして、またSDGsモデル事業のスマート農業の取組成果と今後の農業のあり方について理解を深める目的で同時開催したものであります。

今回のイベントでは、本市がめざす未来像「ソサイエティ5.0」を見据えリアルとバーチャルを融合させ、基本的に市内の方はイベント会場へお越しいただき、市外の方へはオンライン配信にて同時に開催いたしました。

コロナ禍における新しい交流イベントのモデルケースとして、イベント会場には778名、オンラインでは678名、計1,456名の方に御参加をいただいたところであります。

イベントでは、SDGsモデル事業のパートナー企業による展示ブースをはじめ、子供向けのeスポーツ大会や親子プログラミング教室の実施、VRゴーグル体験、またオンラインによるトークショーでは、作家やコメンテーターとして御活躍中の社会学者、古市憲寿さんをお招きし、SDGsをテーマに未来を担っていく若者の価値観をひも解き、若者にとって魅力ある地域等について御講演いただきました。

さらには、東京会場、壱岐会場からもSDGsやソサイエティ5.0等のキーワードをテーマに、それぞれの分野の第一線で活躍されている方々によるトークセッションを開催し、有意義な議論が交わされたところでありまして、経済、社会、環境等、様々な面からSDGsを考えるきっかけになったものと捉えております。

今後もSDGsを市民皆様により身近に感じていただけるような、様々な機会を設け、浸透を

図るとともに、引き続き、効果的な情報発信に努めてまいります。

次に、本市では、昨年9月25日、全国の自治体に先駆けて**気候非常事態宣言**を表明し、現在では、国内41の自治体が宣言を行っている状況にあります。また、今国会での菅内閣総理大臣の所信表明演説の中で「2050年カーボンニュートラル」が宣言され、国として脱炭素社会の実現を目指すことが明確になったところであります。

加えて、11月19日に衆議院、翌20日に参議院において気候非常事態宣言が決議され、今まさに、社会の総力を挙げてカーボンニュートラルを目指すべき時が到来しているものと考えております。

このような中、気候非常事態宣言を表明した自治体、これから宣言しようとする自治体、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指す自治体、そして、次代を担う若者、市民、企業、団体、大学等が自由に交流できるプラットフォームとして、気候非常事態宣言「気候非常事態ネットワーク」が設立されたところであります。

私も、本ネットワークの発起人として11月18日に設立総会、11月25日には日本経済新聞社主催の設立記念シンポジウムにおいて、パネルディスカッションに登壇させていただきました。

コロナ不況からの経済回復は、経済の活性化と環境問題の解決を両立させる取組として、新型コロナウイルスの感染拡大がもたらした経済停滞からの回復を、気候変動対策とともに進めるグリーンリカバリーが必要であること、さらにカーボンニュートラル社会の実現に向けた国、地方自治体、市民、企業等が取るべき行動などについて、議論を重ねたところであります。

本市においても、現在、島内の経済回復を図ることを第一義として、様々な取組を実施する一方で、脱炭素社会の実現を目指して、再生可能エネルギー導入拡大の取組も併せて進めております。

引き続き、本市が進めるSDGsや気候非常事態宣言に示す4R等の取組において市民の皆様一人ひとりが当事者意識を持って行動していただけるよう、周知啓発活動を積極的に進めてまいります。

次に、本市における効果的な情報発信等をはじめとする施策の推進、人材育成等について指導助言を頂き、本市の活性化につなげることを目的として、株式会社西日本新聞社元代表取締役で現相談役の川崎隆生様に、12月2日付で本市の政策顧問に御就任いただきました。

川崎隆生様は、父方の御祖母様が壱岐御出身で、本市にゆかりがあられる御縁により、今回、**情報発信等に係る本市政策顧問について**、快諾いただいたところであります。

今後、本市のより効果的な情報発信について11月17日に立ち上げた壱岐市広報等検討会の民間有識者委員として御助言、御指導をいただくことといたしております。

次に、**交流人口の拡大について**でございますが、本市における観光客数を推計する上で参考となる九州郵船とオリエンタルエアブリッジの本年1月から10月末までの乗降客数累計は、33万4,682人、対前年比54.2%でありました。

本年度10月末現在の一支国博物館の入館者数については、3万8,629人となっており、対前年度比54.8%でありました。

依然として新型コロナウイルス感染症の影響を受けておりますが、GoToトラベルキャンペーンによる効果、また10月2日から11月29日まで開催の第51回特別企画展「しまごと芸術祭」も好評であり、10月の入館者数は対前年度比100.6%となっております。

引き続き、指定管理者とともに入館者増に向け取り組んでまいります。

壱岐イルカパーク&リゾートの本年度10月末までの入園者数は、1万4,143人、対前年度比は49.5%でありました。一支国博物館同様、新型コロナウイルス感染症の影響を受けておりますが、収入では対前年度比110.1%と増加しており、1人当たりの客単価が1,783円、対前年度比が2倍以上となっております。

施設や体験等の充実により、お客様に長く滞在いただける魅力的な施設へと向かっているものと捉えており、引き続き、指定管理者とともに、本市における観光の核となる施設づくりに取り組んでまいります。

また、11月16日には、学校法人福岡安達学園専門学校ビジョナリーアーツ、壱岐パークマネジメント株式会社、壱岐市の3者でイルカパークにおける教育・研究・観光振興による地方創生推進に関する連携協定を締結いたしました。

専門学校福岡ビジョナリーアーツでは、2021年4月からドルフィントレーナー専攻コースを創設され、実地研修先施設としてイルカパークで学生を受け入れていくこととなります。イルカパークを単なる観光施設としてではなく、教育の場として活用していただくことが、関係人口の創出をはじめ地方創生の推進につながるものと期待をいたしております。

7月22日から実施されているGoToトラベルキャンペーンにより、観光客は徐々に戻りつつありますが、コロナ禍においては近場・近県への旅行ニーズがあること、また、即効性の面等も考慮し、近隣自治体である唐津市との協議を進め、11月から新しい旅行商品の販売を開始したところであります。

両市にとって、新たな経済効果をもたらすことを期待しているところであり、今後も引き続き、連携した取組を進めてまいります。

壱岐市東京事務所につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、6月19日から本格的な活動を開始いたしました。

主な活動実績について、10月末までに旅行会社への営業訪問76件、物産販売促進に関する

活動34件、長崎県及び県内他市東京事務所や国会議員事務所など関係機関への訪問・協議53件、移住相談対応9件をはじめ、ふるさと納税の推進や来所者への対応などを含めると、既に238件の活動報告を受けており、精力的に業務をこなしております。

東京事務所の活動は、まさに始まったばかりであります。都内での新型コロナウイルス感染症の動向に最大限の注意を払いながら、本市への誘客と物産販路開拓につなげるよう、しっかりと活動基盤を整えてまいります。

次に、**産業の振興**につきましては、本年度の水稻の作柄は、7月が平年に比べ低温・日照不足で経過し、9月上旬の台風の影響やトビイロウンカによる被害により、長崎県全体では作況指数86、壱岐市においては81と平年より大きく減少の発表がなされました。

11月11日現在の等級成績は、早期米については、「コシヒカリ」のほとんどが2等でありましたが、高温耐性のある「つや姫」は全て1等でありました。普通期米については、登熟期の日照不足の影響により「にこまる」と「なつほのか」は、全て2等でありました。

葉たばこについては、6月以降の長雨の影響により病害が拡大し、収穫ロスや歩留まり低下となり、平均収量は10アール当たり209キログラムと、昨年と比較すると大きく減少し、10月28日から30日にかけて行われた葉たばこ販売では、1キログラム当たりの代金は、2,073円と昨年を上回りましたが、10アール当たりの代金は43万2,537円と昨年と比較しますと大きく減少となりました。

畜産につきましては、11月23日に福岡食肉市場で開催された壱岐牛枝肉共励会において肉牛の部に20頭が出品され、山本満年様が見事グランドチャンピオンを獲得されました。この共励会を通じて肉用牛農家の生産意欲の高揚と経営安定が図られることを期待するものであります。

肉用牛経営については、新型コロナウイルスの影響により、枝肉価格の低迷が続いておりましたが、10月と11月の枝肉平均価格が昨年並みの水準となり、回復基調となっております。

このような中、12月1日、2日に開催された子牛市では、平均価格が10月市と比較し、1頭当たり約9万6,000円高の平均77万2,000円で、大幅に価格を上げた取引となっております。

今後も、産地維持のため関係機関と連携を図り、肉用牛における基盤の強化を推進してまいります。

農地・農業用施設等災害については、復旧に向けて鋭意進めております。

本年度に繰り越した国庫補助金交付決定箇所の新30年災の59地区と令和元年災の33地区につきましては、11月末現在、農地保全施設の地すべり工事等2地区を除き発注済みで、40か所が工事完了となっております。

令和2年に発生した農地・農業用施設災害の35地区については、今後早急に事務手続を進め

復旧に努めてまいります。

林地災害については、令和2年に発生した長崎県自然災害防止事業交付決定箇所3か所について、今後早期に発注し復旧に努めてまいります。

また、**水産業の振興**については、本年4月から10月までの本市の漁獲量及び漁獲高を昨年同期と比較いたしますと、漁獲量は1,293トンの38.6%増、漁獲高は11億3,600万円の22.8%増と漁獲量、漁獲高ともに増加しております。

夏場のケンサキカ漁が好調であったことが増加の主な要因であります。他の魚類については、漁獲量も減少し、魚価についても新型コロナウイルス感染症の影響を受けて低迷が続いており、漁業者の経営維持は依然として厳しい状況にあります。

このため、漁業経営緊急支援対策事業を本年度末まで継続することといたしており、今回、所要の予算を計上いたしております。

次に、本年度の長崎県並びに長崎県議会への要望項目中、クロマグロの漁獲制限については、沿岸漁業の漁獲枠の拡大、資源管理に伴う減収補填措置の充実、放流支援の充実等、国への働きかけを要望し、併せて、磯焼け対策についても植食性動物の駆除等に関する支援の拡充を要望したところであります。

依然として、本市水産業は大変厳しい状況が続いておりますが、今後も引き続き漁業者の皆様、そして、各漁協をはじめ関係機関と連携を図り、水産振興に積極的に取り組んでまいります。

また、今回、台風10号で被災した久喜漁港西防波堤災害復旧工事に係る費用並びに、台風で被災した養殖施設等の支援に係る補助金について所要の予算計上をしております。

次に、**マイナンバーカード**につきましては、平成28年の発行開始から令和2年10月末現在、本市において26.0%の取得率をなっており、国・県の平均を上回っている状況であります。現在、マイナポイントの付与による消費活性化策や来年3月からは健康保険証としても利用できる予定となっており、国においては、令和4年度末までに全国民に行き渡ることを目指し、普及拡大に向け、さらなる取組を進めることとされております。

本市においても、平日の来庁が困難な方のために、本年12月13日、日曜日、27日、日曜日及び来年1月9日、土曜日、24日、日曜日に休日臨時窓口を開設いたします。市民皆様には、この機会にぜひマイナンバーカードを取得されるようお願いを申し上げます。

また年金の請求方法、受給資格・年金額の確認など、年金に関する相談にお答えするため、毎月1回、長崎北年金事務所職員による出張相談窓口を開設しておりますが、令和3年3月から、いつでも同等の相談サービスの提供が可能となるテレビ電話を利用した年金相談の実施を予定しております。

テレビ電話を利用した年金相談については、原則予約制として、祝日・年末年始を除く月曜日

から金曜日の午前9時から午後4時まで、市役所芦辺庁舎1階相談室に設置予定であるテレビ電話端末を使用して、専用回線を通じて行うこととなりますが、当分の間は、出張相談窓口も併せて開設いたします。

テレビ電話用端末、複合機の事務機器及びネットワーク回線等の設備費用等については、日本年金機構が対応されますので、環境が整い次第、市民皆様への周知を図ってまいります。

次に、**教育関係について**申し上げます。

去る10月16日から18日に横浜市の日産スタジアムで開催された「JOCジュニアオリンピックカップ全国中学生陸上競技大会2020」に長崎県代表として出場した郷ノ浦中学校の竹下紘夢さんが、男子400メートルの部において、自らの長崎県中学記録を0秒15更新する49秒39の記録で全国第2位という好成績を残しました。

また、11月6日に開催された長崎県高等学校駅伝大会においても本市出身の選手の活躍が目立ち、男子の部で見事優勝を果たした鎮西学院の渡野幹大さんが区間1位、女子の部で同じく優勝を果たした諫早高校の田中咲蘭さんが区間1位、女子の部で3位の鎮西学院の末永笑愛さんが区間3位というすばらしい成績を残しております。

さらに、11月14日に諫早市で開催された令和2年度長崎県高等学校総合文化祭第18回郷土芸能発表大会において、壱岐商業高等学校壱州荒海太鼓部が金賞を受賞し、来年8月に和歌山県で開催される第45回全国高等学校総合文化祭への出場を決めております。

このような壱岐の子供たちの活躍にエールを送り、今後の益々の御活躍を願いますとともに、全国大会、県大会等、大舞台での貴重な経験が精神力を鍛え、仲間を思いやる心や、地域への感謝の気持ちをさらに育んでくれるものと期待いたしております。

次に、去る11月8日、松浦市で開催された「元寇サミット」において、松浦市、対馬市とともに、3市で「元寇サミット交流宣言」を行ってまいりました。これは、13世紀に2度にわたり蒙古襲来を受けた歴史を通じて、それぞれの地域づくりに活用すべく交流を促進していくものであります。

また、サミットに先立って行われた3市長と大学教授の先生方並びに「アンゴルモア元寇合戦記」のアニメの原作者でありますたかぎ七彦先生を交えてのトークショーに参加し、たかぎ先生には、作品の中でさらなる壱岐についての記述をお願いしたところであります。

本市内には、文永の役古戰場跡と弘安の役古戰場跡という長崎県指定史跡をはじめ、元寇関連史跡が多く存在することから、2市と連携を図りながら、本市が持つ元寇関連遺産の活用について、今後、検討を行ってまいります。

いきっこ留学制度につきましては、現在、留学中の児童生徒22名について、次年度の留学等の意向調査を実施した結果、継続される方は11名でありました。内訳は、里親留学3名、孫戻

し留学4名、親子留学4名となっており、残り11名の方は、中学校卒業及び留学期間の満了となります。

また、令和3年度「いきっこ留学生」の募集を8月3日から10月16日まで行い、随時、学校及び里親宅の事前見学並びに教育委員会面談等を実施した結果、現在のところ、新たな留学生として里親留学7名、孫戻し留学1名、親子留学1名の計9名の申込みがあり、全員を「いきっこ留学生」として決定し、これにより留学生は、現在20名となっております。

「いきっこ留学制度」については、離島留学生コーディネーターの活動やPR映像制作など情報発信事業を継続して行っており、募集期間終了後も全国各地から問合せや学校見学等に御来島をいただいております。

今後も、さらに増えてくるものと思われますので、留学希望の内容等を慎重に検討し、可能な限り受入れを行いたいと考えております。

里親については、現在5名での受入れの準備を進めておりますが、今後も地域で留学生を受け入れていただくとともに、地域の学校を支援していただきますよう市民皆様の御協力をお願いします。

次に、**防災対策**についてでございますが、新型コロナウイルス感染症について11月会議においても申し述べましたが、夏場以降、一旦、落ち着きを見せつつあった感染者数が、11月に入り、東京や北海道を中心に、各地で過去最多の新規感染者が確認されるなど、第3波の襲来とも考えられる安穏とできない状況が続いております。

本市では、これまで7例の感染者が確認されておりますが、8月26日以降、新たな新型コロナウイルスの感染者は確認されておられません。これは、水際対策をはじめ、医療・福祉・介護現場の関係者皆様、そして、市民皆様の日常生活の中での感染予防の取組のたまものと、皆様の御理解と御協力に感謝申し上げます。

国の施策であるG o T oキャンペーンの活用等により、島外からの人の往来も増えてきており、また、これから寒くなるにつれて、インフルエンザの流行も懸念されます。

市民皆様には、マスクの着用、手指消毒の徹底等、新しい生活様式の実践、インフルエンザ予防接種等により、引き続き、感染症予防対策に努めていただくとともに、自らの健康管理に十分御留意されますようお願いを申し上げます。

一方、近年の激甚化、多発化する自然災害は、本年も台風9号、10号をはじめ、大きな被害を国内各地でもたらしています。このような中、7月の豪雨災害では、熊本県球磨村に長崎県の災害調査支援チームの一員として本市職員1名を派遣いたしました。

また、同じSDGs未来都市として連携を図っている熊本県小国町も甚大な被害を受けており、今回、災害時相互応援協定を締結し、職員1名を10月1日から災害復旧事業の事務応援員とし

て派遣しております。

また、10月27日には、重要なライフラインである電力供給網が被災した場合に、早期復旧に向けた協力体制の充実強化を目的とし、九州電力送配電株式会社壱岐配電営業所と災害復旧に関する協定を締結いたしました。

自主防災組織においても、11月8日に箱崎地区まちづくり協議会において、地域住民皆様、約120名による参加の下、防災訓練が実施されるなど、災害時に必要である自助、共助、公助の充実強化が図られているところであります。

原子力防災について、去る10月28日、県主催による長崎県原子力安全連絡会が開催され、県、市、九州電力及び各関係機関の代表19名が出席し、玄海原子力発電所に関する防災対策等について、情報の共有化並びに意見交換を行ったところであります。

11月7日には、本市を含めた県内4市と、長崎県、佐賀県、福岡県の3県合同による長崎県原子力防災訓練が開催されました。本年度は、コロナ禍により、島外への避難を想定した広域避難訓練や医療訓練は実施できませんでしたが、県内で唯一、新型コロナウイルス感染症に対応した住民避難訓練を実施することができました。

今後も、関係機関と十分連携を図り、災害対策に万全を期してまいりますので、市民皆様におかれましては、ハザードマップの確認、地域での防災への取組など、自助、共助の強化を、引き続き、お願いを申し上げます。

消防・救急については、本年1月から11月末日までの火災・救急発生状況は、火災20件、救急1,401件となっており、昨年同期と比較しますと、火災が7件の減、救急が202件の減となっています。

火災については、10月中に7件発生し、水田等における枯草焼却によるものが多く発生している状況であります。告知放送及び消防車両による呼びかけにより、火災予防について、広く市民皆様に広報を実施しております。

これから年末年始にかけて、火災が発生しやすい時期となりますので、市民皆様には、火の取扱いに十分御注意されますようお願いいたします。

また、インフルエンザの発生しやすい時期となりますので、新型コロナウイルス感染症と併せて感染対策に努められ、御自身の健康管理に十分御留意されますようお願いいたします。

次に、**議案関係について**御説明いたします。

本議会に提出した令和2年度補正予算の概要は、一般会計補正額マイナス2,300万円、各特別会計の補正総額942万3,000円となり、本定例会に提出いたしました一般会計、各特別会計の補正額の総額は、マイナス1,357万7,000円となります。

なお、現計予算と合算した本年度の一般会計予算は、284億2,000万円で、特別会計に

については、85億8,326万6,000円となっております。

本日提出した案件の概要につきましては、条例の一部改正に係る案件6件、公の施設の指定管理者の指定に係る案件6件、契約案件1件、予算案件4件であります。

何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、前会議以降の市政の重要事項また政策等について申し述べましたが、様々な行政課題に対し、今後も誠心誠意、全力で取り組んでまいり所存であります。議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ行政報告といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これで行政報告を終わります。

日程第5. 議案第71号～日程第21. 議案第87号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第5、議案第71号から日程第21、議案第87号まで、以上、17件を一括議題とします。

ただいま上程いたしました議案について、提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本会議に提出いたしました議案等の説明につきましては、担当部長及び課長に説明させますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 皆様、おはようございます。

議案第71号壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由については、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するため、人事院規則に防疫等作業手当の特例が設けられたことに鑑み、本市職員の特殊勤務手当について所要の改正を行うものであります。

次のページをお開き願います。

現在、壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例第3条において、感染症、防疫作業等従事手当を規定しておりますが、今回、感染症、防疫作業等従事手当の特例として、附則に次の2項を加えるものでございます。

まず、第3項については、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために、緊急に行われた措置に係る作業に従事したときは、本手当を支給する旨を定めております。

次に、第4項については、第3項に従事した場合の本手当の額を、1日につき3,000円と定め、新型コロナウイルス感染症の患者もしくは、その疑いのある者の身体に接触し、または、長時間にわたり接して行う作業等に従事した場合にあっては、4,000円を支給する旨を定めております。

具体的には、大型客船等において、新型コロナウイルス感染者が多数確認された場合で、その緊急に行われた措置等に従事した場合のうち、消毒作業等に従事した場合1日3,000円、感染された方、または、その疑いのある方の身体に接触し、または長時間にわたり接して行う作業に従事した場合は、1日4,000円を支給するものでございます。仮に、こうした事案が発生した場合は、人事院規則に合わせ従事内容を確認し、それぞれの業務に応じた額を支給することとしております。

附則として、この条例は公布の日から施行し、長崎県に合わせ令和2年2月1日から適用するものでございます。

第2項は、現在、特殊勤務手当に関する条例の第3条に、感染症、防疫作業等従事手当として、第1号から第6号まで定め、事案に応じて1,000円または2,000円を支給することとなっておりますが、本条例改正後においては、ただいま申し上げた事案に該当する作業等に従事した場合は、現支給額を内払いとして差額を支給する旨を定めております。

以上、議案第71号の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 石尾市民部長。

〔市民部長（石尾 正彦君） 登壇〕

○市民部長（石尾 正彦君） おはようございます。議案第72号から第74号まで引き続き御説明させていただきます。

議案第72号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について。

壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は、地方税法施行令の一部改正に伴い国民健康保険税の減額に係る所得の基準等について、基礎控除額相当分の基準額を43万円に引き上げる改正を行うほか、所要の規定の整備を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、改正案につきましては、記載のとおりでございます。

資料1、議案関係資料の2ページから4ページに新旧対照表を掲載いたしておりますので御参照をお願いいたします。

改正内容でございますが、平成30年度税制改正により令和3年度から給与所得控除、公的年金等控除が10万円引き下げられたため、軽減判定所得の算定基準について33万円から43万円に、また納税義務者及びその世帯に属するもののうち給与所得等のある2人目以降については1人につき10万円を加算した額に改めるものでございます。

その他につきましては、字句の修正など必要な整備を行うものでございます。

施行期日については附則第1項のとおり令和3年1月1日でございます。

附則第2項は、令和2年度分までの国民健康保険税について経過措置を定めるものでございます。

以上で、議案第72号の説明を終わります。

次に、議案第73号壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、改正案につきましては記載のとおりでございます。

資料1、議案関係資料の5ページから6ページに新旧対照表を掲載いたしておりますので御参照をお願いいたします。

改正内容でございますが、特定地域型保育事業者である小規模保育事業所で保育の提供を受けている子供が、当該事業者の保育の提供の終了に際してその保護者が希望する場合、引き続き必要な教育または保育が継続的に提供されるよう市が優先的に受入先の確保を行う等の必要な措置を講じている場合には、当該事業者による連携施設の確保を不要とすることを明記するものでございます。

施行期日については、附則のとおり公布の日からでございます。

以上で、議案第73号の説明を終わります。

続きまして、議案第74号壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、改正案につきましては記載のとおりでございます。

資料1、議案関係資料の7ページから9ページに新旧対照表を掲載いたしておりますので御参照をお願いいたします。

改正内容でございますが、本条例第6条第4項の改正につきましては、保育者の居宅等で行っている家庭的保育事業等により保育の提供を受けていた乳幼児が、保育の提供の終了に際して引き続き必要な教育または保育の提供を希望する場合、市が優先的に受入先の確保を行う等の必要な措置を講じている場合には、当該事業者による連携施設の確保を不要とすることを明記するものでございます。また、本条例第37条第4号の改正につきましては居宅訪問型保育事業において、保護者の疾病、障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する保育の提供について、現行の基準でも可能ではありますが明確化するため追加するものでございます。

施行期日については、附則のとおり公布の日からでございます。

以上で、議案第72号から第74号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔市民部長（石尾 正彦君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 議案第75号壱岐市堆肥センター条例の一部改正について。

壱岐市堆肥センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由といたしましては、当該施設整備後の年数経過による維持管理費の増大に伴い、運営の効率化を図るとともに、壱岐市農業協同組合の堆肥センター利用料との単価差について段階的な解消を図るため、使用料のうちの収集及び散布料金について所要の改正を行うものであります。

次のページをお開き願います。

壱岐市堆肥センター条例の一部を改正する条例、改正案については記載のとおりでございます。
資料1、議案関係資料の10ページに別表第6条関係の新旧対照表を掲載いたしておりますので御参照願います。

改正内容は、別表中の区分の欄、堆肥センター使用料1トン当たり収集、散布に係る使用料520円を630円に、ただし最低利用料金として520円を同じく630円に改めるものでございます。

本市の堆肥センターは、石田と郷ノ浦の2施設を保有いたしておりますが、今回の改正の理由として施設の老朽化等に伴う維持管理費の増大を補うため、2つ目の理由として壱岐市農協の堆肥センターの収集使用料が現在堆肥1トン当たり810円であり、本市の堆肥センターの収集使用料は520円で、290円の価格差となっております。この価格差を解消するため3年間で段階的に引き上げていくこととしております。

一方、散布使用料は壱岐市農協の堆肥センターが1,045円で、本市の堆肥センターが520円で価格差は525円と収集使用料よりも大きくなっておりますが、本市の散布使用料については従来どおり収集使用料と同額とし、3年間で段階的に引き上げていくこととしております。また、これまで壱岐市農協の堆肥センターの収集の利用者へは市単独の畜産環境適正化対策事業補助金として、価格差の部分について補助をいたしておりますが、このたびの改正により次年度以降は補助金の単価についても見直すこととしております。

附則として、第1項施行期日は、この条例は令和3年4月1日から施行するとしております。

第2項経過措置として、この条例による改正後の壱岐市堆肥センター条例の規定はこの条例の施行の日以後の施設の利用に係る使用料について適用し、同日前の施設の利用に係る使用料については、なお従前の例によるとしております。

以上で、議案第75号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山川消防長。

〔消防長（山川 康君） 登壇〕

○消防長（山川 康君） おはようございます。議案第76号壱岐市火災予防条例の一部改正について。

壱岐市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次のページをお開き願います。

壱岐市火災予防条例の一部を次のように改正する。改正案につきましては記載のとおりでございます。

資料1 1 ページから1 4 ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

改正内容でございますが、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が令和2年8月27日に公布されたことに伴い、火災予防条例の一部を改正するものでございます。

今回の改正内容は、近年電気自動車の走行距離、延伸ニーズの増加や電気自動車に搭載されている電池の低価格により、大容量の電池を搭載した電気自動車の開発が進められ、全出力50キロワットを超える急速充電設備の増加が予想されます。一方、現行の対象火気省令においては、全出力50キロワットを超える急速充電設備は変電設備の規制を受けるため現行基準では電気自動車の運転手が充電できないこと等、使用実態と合わない部分が生じるため規定の整備が行われることによる改正でございます。

第11条の2第1項中第1号にあっては、消防庁が認める延焼を防止するための措置についての基準が定められたことによる改正でございます。

第11条の2第1項中第13号から15号までにあっては、急速充電設備の全出力の拡大に伴う火災予防上のリスクについて評価を行い、新たに必要とされる基準を定めたことによる改正でございます。

第11条の2第1項第16号ハ及びニにあっては蓄電池を内蔵する急速充電設備で全出力の拡大に伴い蓄電池の容量も増加する傾向にあることから、火災予防上必要とされる基準が定められたことによる改正でございます。

なお、施行日は上位省令が令和3年4月1日としたことから、令和3年4月1日施行といたします。

以上で、議案第76号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔消防長（山川 康君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ここで、暫時休憩をいたします。

再開を、11時10分といたします。

午前11時00分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第80号を続けて説明申し上げます。

議案第77号の公の施設の指定管理者の指定について御説明をいたします。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称壱岐市テレワーク施設、位置は壱岐市芦辺町深江鶴亀触1092番地5外。2、指定管理者、壱岐市芦辺町深江鶴亀触1092番地5、一般社団法人壱岐みらい創りサイト代表理事高下徳広。3、指定期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで。

提案理由は、壱岐市テレワーク施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものでございます。

指定管理者候補である一般社団法人壱岐みらい創りサイトは、地方創生連携協定を提携している富士ゼロックス株式会社と壱岐市が地方創生のための主要事業であるテレワーク推進のために設立した団体であり、当該施設の運営管理を行う団体として、この団体が最適と判断して、非公募として壱岐市の公の施設の指定管理者選定委員会で審査選定いたしました。

以上で、議案第77号の説明を終わります。

続きまして、議案第78号同じく公の施設の指定管理者の指定について御説明をいたします。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称壱岐市芦辺浦住民集会所。位置は、壱岐市芦辺町芦辺浦85番地3。2、指定管理者、壱岐市芦辺町芦辺浦85番地3、芦辺浦商業組合組合長篠崎勉。3、指定期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで。

提案理由は記載のとおりでございます。

当該指定管理者の候補者の選定に当たっては、壱岐市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第6条のただし書規定を適用し、非公募で行っております。

なお、指定管理者選定委員会において、審査を行っております。

本施設は、芦辺浦に位置しておりまして、昭和47年に地域の利便性の向上を目的として地域住民の集会所、また、商工の諸活動に供する目的で建設されております。当該施設を管理運営する上では、管理者をまず芦辺浦の組織の中から選定したいということ、本施設は赤字運営でございまして、将来にわたり黒字が見込めず、一般公募には適さない施設であること、そして、芦辺浦商業組合は現在の指定管理者でありまして、誠実かつ適正な管理能力を市といたしましても高く評価しております。引き続き、次期の指定管理者として提案するものでございます。

以上で、議案第78号の説明を終わります。

続きまして、議案第79号同じく公の施設の指定管理者の指定について、御説明をいたします。

下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称 壱岐市自動車教習場。位置は、壱岐市郷ノ浦町田中触 991 番地 1。2、指定管理者、佐世保市椎木町 320 番地、株式会社共立自動車学校代表取締役 長島正。3、指定期間、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで。

提案理由は記載のとおりでございます。

当該指定管理者の候補者の選定に当たっては、壱岐市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第 6 条のただし書規定を適用し、非公募で行っております。

なお、指定管理者選定委員会において審査を行っております。

当該団体は、昭和 40 年から現在まで 56 年間もの長きにわたり、安全な交通社会を構築する目的で安全運転者の育成、自動車免許取得等に貢献をいただいております。

令和元年度は、普通車、二輪車、大型、限定解除の延べ入所者数 253 人、高齢者講習受講者数延べ 1,035 人、免許試験受験者数延べ 308 人の利用実績がっております。長年の管理実績もあり、誠実かつ適正な管理体制に努められておりますので、次期指定管理者として提案するものでございます。

以上で、議案第 79 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 80 号同じく公の施設の指定管理者の指定について御説明をいたします。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称 壱岐市高等職業訓練校。位置は壱岐市郷ノ浦町田中触 1212 番地 3、1213 番地 5。2、指定管理者、壱岐市郷ノ浦町田中触 1212 番地 3、1213 番地 5、職業訓練法人壱岐高等職業訓練協会会長 松永裕一。3、指定期間、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで。

提案理由は記載のとおりでございます。

当該指定管理者の候補者の選定に当たっては、壱岐市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第 6 条のただし書規定を適用し、非公募で行っております。

なお、指定管理者選定委員会において審査を行っております。

長崎県の職業訓練の認定を受けている団体は、市内で壱岐高等職業訓練協会の 1 団体だけでございます。昭和 54 年に開設以来、壱岐市唯一の技能養成機関として、壱岐市の労働者の技能向上、労働者の地位確立、技術指導及び経営者としての資質向上に貢献しておられました。

令和元年度は、普通課程の建築科に 7 名、短期課程の建築科、配管科、路面標示施工等に延べ 18 名の受講実績がっております。

壱岐市の労働者のための誠実かつ適正な技術指導、管理体制、社会貢献を壱岐市といたしましても、高く評価してございまして、現在指定管理者であります壱岐高等職業訓練協会を引き続き次

期の指定管理者として提案するものでございます。

以上で、議案第80号の御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 議案第81号から議案第83号まで、続けて御説明をいたします。

議案第81号公の施設の指定管理者の指定について。

下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称壱岐市筒城浜ふれあい広場、位置、壱岐市石田町筒城仲触1856番地7外。2、指定管理者、壱岐市郷ノ浦町本村触620番地1、一般社団法人壱岐市観光連盟会長長嶋立身。3、指定期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間でございます。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

指定管理者候補者である一般社団法人壱岐市観光連盟は、壱岐市の観光振興の母体であり、当該施設の運営を行う団体として、この団体が最適として、非公募として壱岐市公の施設の指定管理者選定委員会で審査・選定いたしました。

なお、本議案の提出に伴いまして、一般会計補正予算におきまして、債務負担行為を設定させていただきます。

次に、議案第82号公の施設の指定管理者の指定について。

下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称マリンパル壱岐。位置、壱岐市石田町印通寺浦471番地2。2、指定管理者、壱岐市石田町印通寺浦471番地2、有限会社マリンパル壱岐取締役赤木英機。3、指定期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間でございます。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

指定管理者候補者である有限会社マリンパル壱岐は、マリンパル壱岐建設時に施設管理団体として、第三セクターとして設置された団体であり、現在、地元商店街とも良好な関係を築き、健全な経営を続けております。

当該施設の運営管理を行う団体としては、この団体が最適と判断し、非公募として壱岐市公の施設の指定管理者選定委員会で審議・選定をいたしました。

なお、本議案の提出に伴いまして、一般会計補正予算におきまして、債務負担行為を設定させていただきます。

次に、議案第83号壱岐市ケーブルテレビ施設通信機器更新工事請負契約の締結について。

壱岐市ケーブルテレビ施設通信機器更新工事請負契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。本日の提出でございます。

1、契約の目的、壱岐市ケーブルテレビ施設通信機器更新工事。2、契約の方法、壱岐市ケーブルテレビ施設通信機器更新工事公募型プロポーザル審査会で選定された業者との随意契約。3、契約金額、2億7,225万円。4、契約の相手方、長崎市平野町22番40号、株式会社九電工長崎支店執行役員支店長岐部孝典。

提案理由でございますが、本議案は、9月10日に議案第81号として提出し、9月16日に撤回後、入札方法、契約の内容、方法について見直しを行い、新たに公募型プロポーザル方式にて入札の手続を行いましたので、壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるものでございます。

次の1ページに説明資料を記載をしております。

1、工事場所、壱岐市内。2、工事概要、壱岐市ケーブルテレビ施設通信機器の更新。今回の小中学校GIGAスクール構想整備の実施に伴い、壱岐市全体の通信容量が不足するため壱岐市ケーブルテレビ施設の通信環境を改善するもので、(1)から(7)まで記載のとおり機器更新設定業務を行うものでございます。3、工期、契約の発行日から令和3年6月30日まで。4、公募型プロポーザルの実施状況でございますが、10月8日に公告を行い、10月19日まで参加申込を受付、11月11日に企画提案書の提出があり、11月16日に審査委員会を開催いたしました。

参加者は、株式会社九電工長崎支店1社のみでございました。工事の基本方針として、通信機器の更新及び高規格化によりGIGAスクール構想で通信量が増えた場合でも、利用する児童生徒をはじめ一般利用者が快適に利用できる環境を整備すること。電気通信事業法に基づく通信の秘密や個人情報の取扱いに十分配慮しながら、業務遂行能力を有し、工事経験豊富で工事業務に対する実施計画、保守体制、サービスの継続性が考慮されていること、切替えに伴う停止などサービス利用者に対する配慮が十分検討されており、工期内に完了することなど、工事内容については仕様書において詳細に記載するとともに、工事限度額は予算額の2億8,099万9,400円といたしました。

審査方法については、事前に提出された提案書を基にプレゼンテーションによる評価委員会を開催し、審査員が評価項目ごとに評点し総点数が配点合計の60%以上を基準とし審査を行いました。審査員につきましては、市長部局管理職2名、担当課職員1名、外部員として長崎県情報戦略アドバイザーである学識経験者1名、施設の設計の技術者1名の計2名を加え、5名で実施いたしました。

当該業者につきましては、多くの同等の整備経験を有する電気通信事業者であり、壱岐市ケーブルテレビ施設の建設当時の請負業者であって配置担当される技術者の情報通信ネットワークにおける経験・資格も十分有しており、現在の壱岐市ケーブルテレビ施設の指定管理者である光ネットワーク株式会社との連携も確保されており、既存設備と更新設備との連携もスムーズに実施できるものでございます。

機器の設置、設定につきましては、専門のシステムエンジニアによる作業となりますが、整備後の保守管理につきましても、壱岐市内に営業所もあり迅速に初期の対応ができる体制などの提案があり、工期内での完成も確認を行い、審査の結果、審査基準を満たしておりましたので、契約交渉候補者として選定し改めて見積を徴取し決定したものでございます。

説明資料2ページの上段は、現在のネットワーク概要図でございます。下段は更新後の機器構成変更、更新後のネットワーク概要図を表しております。以前に比べ機器の性能が向上しておりますので、センター設備と郷ノ浦サブセンター設備を統合し経費の削減をいたしております。

以上で、議案第81号から議案第83号までの説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 松尾財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） 議案第84号令和2年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）について御説明申し上げます。

令和2年度壱岐市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,300万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ284億2,000万円とします。第2項は記載のとおりでございます。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は第2表繰越明許費補正によるものでございます。

債務負担行為の補正、第3条債務負担行為の追加は第3表債務負担行為補正によるものでございます。

地方債の補正第4条地方債の変更廃止は、第4表地方債補正によるものでございます。本日の提出でございます。

2から4ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については記載のとおりでございます。

5ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正で、4款1項保健衛生費の壱岐葬斎場ほか4件の事業費総額5億8,912万7,000円につきましては、年度内に事業が完了しない見込みであるものにつきまして、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費として計上しております。

なお、事業の完了予定及び繰越理由等の詳細につきましては、別紙資料令和2年度12月補正予算案概要の8から9ページに記載のとおりでございます。

6ページをお開き願います。

第3表債務負担行為補正、1、追加で、壱岐市芦辺浦住民集会所指定管理委託料ほか、6件につきましては、新たな期間の指定及び年度内着手のもので翌年度に工期または、履行期間がまたがるものにつきまして、令和2年度での債務負担行為限度額として追加しております。

7から9ページをお開き願います。

第4表地方債補正、1、変更で過疎対策事業債の限度額6億2,950万円を7億1,950万円に、9,000万円の増額は小中学校GIGAスクール構想整備事業に係る地方債の充当について、地域活性化事業債から過疎対策事業債へ変更したことによるもので、これに伴い総務債を廃止しております。

次に、災害復旧事業債は限度額1億2,730万円を1億4,630万円に1,900万円を増額しております。久喜漁港防波堤災害復旧事業に充当しております。

次に、農林水産債は限度額560万円を960万円に、400万円を増額しております。緊急自然災害防止事業に充当しております。

それでは、事項別明細書により主な内容について御説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

14から15ページをお開き願います。

10款1項1目地方交付税で、今回の補正に係る財源の調整につきまして、特別交付税で1億3,451万7,000円を減額いたしております。

次に、14款2項3目衛生費国庫補助金で、新型コロナウイルスワクチンが実用化された場合に備え、迅速かつ適切に住民に対する接種が開始できるよう必要な実施体制の確保を図るため、既存の予防接種台帳システムの改修に係る経費について、121万7,000円を追加しております。

同じく5目土木費国庫補助金で、市営住宅建設事業に係る社会資本整備総合交付金の内示に伴い4,051万1,000円を減額しております。

次に、15款2項1目総務費県補助金で、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した滞在型観光促進事業等について、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金1,265万円を減額しております。

16から17ページをお開き願います。

同じく2目民生費県補助金、長崎県妊婦応援新生児特別定額給付金給付事業補助金は国の臨時交付金を財源として本市独自の支援を行っておりますが、今回、県の2分の1の補助が交付されることになったことにより、財源の調整を行うものとし、800万円を追加しております。

次に、4目農林水産業費県補助金で、強い農業担い手づくり総合支援交付金事業は、台風9号・10号により被災した農業用ハウス、畜舎等の修繕や機械の再取得等に係る経費について、県単独の補助事業が発動されたことに伴い、6,960万円を増額しております。

21款市債につきましては、7から9ページの第4表地方債補正で説明したとおりでございます。

次に、歳出について説明いたします。

まず、歳出全般におきまして人事院勧告及び人事異動等に伴います職員給与費の補正を行っております。

12月補正の主要事業につきましては、別紙資料令和2年度12月補正予算案概要で説明いたします。

別紙資料の2から3ページをお開き願います。

2款1項9目交通安全対策費高齢者先進安全自動車購入補助金は、申請者が当初の予想を大幅に超える見込であるため、350万円を増額しております。

同じく13目、国境離島振興費は新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業を中止したことにより滞在型観光促進事業、しまづくり事業合わせて2,300万円を減額しております。

次に、5ページにかけましては、14目新型コロナウイルス感染症対応緊急経済対策事業で、本年4月から随時実施しております本市独自の緊急経済対策事業につきまして、完了した事業からそれぞれ実績に基づく精査を行い補正をしております。

なお、漁業者に対する支援として、水揚げ販売手数料の補助を行っておりますが、魚価の低迷が続いていることを鑑み、補助対象期間を3月末まで延長するものとし、4,125万円を増額しております。

次に、6から7ページをお開き願います。

5款3項4目漁港漁場整備費漁港施設災害復旧事業は、台風10号により被災しました久喜漁港の西防波堤の復旧工事費等について事業費の調整を行い、8,415万2,000円を増額しております。

次に、7款2項3目道路橋りょう新設改良費は過疎及び辺地対策事業債を充当して行う市単独の道路改良事業について事業内容の変更に伴い、6,240万円を減額しております。

以上で、議案第84号令和2年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）について説明を終わります。

す。御審議のほど、よろしく願ひいたします。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 議案第85号及び86号について、御説明申し上げます。

初めに、議案第85号令和2年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

令和2年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億3,251万1,000円とします。

第2項につきましては記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開き願ひします。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、記載のとおりでございます。

5ページから7ページには、歳入歳出補正予算事項別明細を記載いたしております。

8ページ、9ページをお開き願ひします。

歳入でございますが、財源の組替え並びに補正財源としまして、4款1項1目保険給付費等交付金362万7,000円を減額し、6款1項1目職員給与費繰入金418万9,000円を追加いたしております。

10ページ、11ページをお開き願ひします。

歳出の1款1項1目一般管理費につきましては、令和2年10月1日に改正法が施行され、令和3年4月から使用をする各種認定証の様式変更を行う必要があり、印刷製本費としまして7万4,000円を追加いたしております。

1款2項1目賦課徴収費につきましては、被保険者への各種通知文書の発送に使用します紙折り機を購入する費用など48万8,000円を追加いたしております。

これで、議案第85号の説明を終わります。

次に、議案第86号令和2年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和2年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ886万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億5,398万7,000円

とします。

第2項につきましては、記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、記載のとおりでございます。

5ページから7ページには、歳入歳出補正予算、事項別明細を記載いたしております。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、補正財源としまして、3款2項8目システム改修に伴う介護保険事業費補助金170万円、7款1項1目一般会計事務費繰入金716万1,000円をそれぞれ追加いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出の1款1項1目一般管理費並びに1款3項2目認定調査費につきましては、介護報酬改定によりますシステム改修委託料としまして介護保険システム430万1,000円、並びに介護認定事務支援システム456万円をそれぞれ追加いたしております。

以上で、議案第85号及び86号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 議案第87号令和2年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

第1条、令和2年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによります。

第2条、令和2年度壱岐市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正します。支出で264万1,000円の増額を行います。

第3条の後段部分になりますが、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正します。収入で100万円、支出で110万円の減額をそれぞれ行っております。

第4条、予算中、第7条を第8条とし、第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費を次のように改め、同条を予算第7条とします。

職員給与費を264万1,000円増額します。

2ページをお開き願います。

第5条、予算中、第5条を第6条とし、第4条の2の次に、次の1条を加えます。

第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額としまして、水道施設、運転

監視保守点検業務を令和3年度から令和5年度までの3年間とし、その限度額を1億5,499万円と決めました。

これは、本市においても特に、専門性の高い水源、浄水場、中継ポンプ場、配水池などの施設の管理保守について、平成30年度から令和2年度までの3年間の業務委託を行い、施設の保守管理だけでなく、壱岐市仕様の施設管理マニュアルの作成や施設台帳の再編などへ助言をしてもらうことで管理コストの縮減に努めてまいりました。令和3年度以降も引き続き、3年間の管理業務委託を行うことで管理コストの縮減に努め、持続的で効率的な財政運営を図りたいと考えております。

さらに、業務委託仕様書において、平成30年度から業務委託において雇用された者の継続雇用を条件とし、雇用の継続を図ることといたしております。本日の提出でございます。

4ページ目をお願いいたします。

収益的支出ですが、総係費では職員の異動等に伴う264万1,000円の増額を行っております。

5ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出ですが、収入で100万円の減額をしており、これは道路改良工事に伴う水道管移転補償費の減額によるものです。支出では110万円の減額をしており、これも道路改良工事に伴う水道管移転敷設工事の減額によるものです。

以上で、議案第87号令和2年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）について説明を終わります。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これで、市長提出議案の説明が終わりました。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、12月9日水曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時51分散会
